

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 12 月 18 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500498号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500091号

## 第1 結論

平成14年\*月から平成15年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年\*月から平成15年2月まで

私は、平成14年\*月頃にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、毎月月末に同市役所の窓口で国民健康保険税と一緒に納付したはずである。請求期間について、国民年金に任意加入し保険料を納付した記録となっていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成14年\*月頃にA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、毎月月末に同市役所の窓口で国民健康保険税と一緒に納付したと主張している。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録では、請求者は60歳到達日である平成14年\*月\*日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、当該喪失日以降、国民年金の任意加入手続が行われた形跡が見当たらないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A市役所の窓口で納付したとしているが、平成14年4月以降は、保険料の収納事務が国に一元化された後の期間であり、同市役所の窓口で保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500190号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500092号

## 第1 結論

昭和49年\*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年\*月から昭和62年3月まで

昭和50年4月頃、私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、昭和58年9月まで国民年金保険料を納付してくれた。国民年金については、母が全てを管理しており私自身は全く関与していなかった。

昭和58年10月以降は、私自身が、納付書により銀行や郵便局の窓口で国民年金保険料を納付した。また、昭和61年6月以降は銀行の口座振替で納付しており、A銀行(現在は、B銀行)作成の私の預金口座に係る「普通預金未記帳取引照合表」に私の国民年金保険料を口座振替で納付した記録がある。

請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和50年4月頃、請求者の母が請求者の国民年金の加入手続を行い、昭和49年\*月から昭和58年9月までの国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付を行ったとする請求者の母は既に亡くなっているため、その証言を得ることができず、請求者自身は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年4月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点において、請求者は20歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、当該払出時点では、昭和49年\*月から昭和59年12月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、昭和60年1月から昭和62年3月までの期間は過年度納付及び現年度納付が可能な期間となるが、請求者からは保険料の納付を裏付ける具体的な陳述を得ることができないことから、納付状況は不明である。

さらに、請求者は、A銀行作成の「普通預金未記帳取引照合表」を提出し、昭和61年6月から昭和62年3月までの期間について、当該期間の国民年金保険料の口座振替の記録は請求者自身の記録であると主張しているが、上記のとおり請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年4月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点においては、昭和62年3月以前の期間の保険料を遡って口座振替により納付することはできない上、B銀行は、請求者が提出した当該「普通預金未記帳取引照合表」について、口座の取引に関するデータ保有期間が10年となっているため上記「普通預金未記帳取引照合表」の保険料について回答可能な記録がない旨の回答をしている。これらのことから、当該「普通預金未記帳取引照合表」に記載されている昭和61年6月から昭和62年3月までの保険料の口座振替の記録が、請求者の記録であると確認することはできない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、オンラインの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500443号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500093号

## 第1 結論

平成18年7月から平成19年6月までの請求期間については、国民年金保険料の納付猶予期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和58年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月から平成19年6月まで

私は、平成18年度の国民年金保険料の納付猶予を申請するために、平成18年7月27日にA町役場に行った。国民年金保険料免除・納付猶予申請書(以下「免除申請書」という。)に記載する際に、「納付猶予の審査順番の変更を希望する」欄の「C 4分の3納付の次に納付猶予を審査」を誤って選択したため、審査の結果、「4分の3免除」で承認された。

しかしながら、平成17年度は、「納付猶予」が承認されており、平成18年度の申請においても納付猶予を選択することは自明の理であるから、調査の上、請求期間を納付猶予に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成18年度の国民年金保険料の納付猶予を申請するために、平成18年7月27日にA町役場に行き、免除申請書に記載する際に、「納付猶予の審査順番の変更を希望する」欄の「C 4分の3納付の次に納付猶予を審査」を誤って選択したため、審査の結果、「4分の3免除」で承認されたと主張しているところ、請求者から提出された請求者に係る平成18年度の免除申請書をみると、当該申請書に請求者の署名、申請年月日の記載及び押印がされ、納付猶予の審査順番の変更を希望するとして、4分の3納付の次に納付猶予の審査を希望する項目を選択した上で、請求者が、当該申請書を平成18年7月27日にA町役場に提出していたことが確認できる。

また、国民年金保険料の免除申請(納付猶予を含む。)がなされた場合は、社会保険事務所(当時)において、その承認又は却下について請求者に通知する扱いとされているところ、社会保険事務所は、請求者と世帯主の所得額を確認した結果、平成18年9月20日に4分の3免除で承認決定していることが上記申請書及びオンライン記録により認められ、承認決定後は、承認通知書を請求者に送付していると思料される。

年金記録の訂正は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていない場合に認められるものであるが、本件訂正請求はこれらの場合に該当しないことから、請求者の請求期間については、国民年金保険料の納付猶予期間に訂正することを認めることはできない。